

平成27年9月28日

内閣府消費者委員会事務局 御中

一般社団法人 生命保険協会

消費者委員会 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に関する意見

平成27年8月に公表された「中間取りまとめ」は、情報通信技術の発達や高齢化の進展など社会経済状況の変化に対応するため、消費者契約法の見直しについて、精力的な議論が行われた現時点における到達点と認識しており、当会としても、見直しに係る関係者各位のご尽力に敬意を表する次第です。

生命保険各社は、かねてより、契約者保護を趣旨とする保険業法、民法の特別法である保険法等に則った事業活動を行っており、契約者保護に向けた様々な取組・措置を講じて参りました。また、消費者契約法は、消費者との間で締結される保険契約にも適用されることから、当会としては、見直しの議論に大いに関心を寄せています。

今後の消費者契約法の見直しにあたって、消費者保護の一層の進展と、消費者保護に配慮した事業者の健全な事業活動への配慮をバランスよく実現するための規律となることを期待して、別紙の通り、意見を申し述べます。

以 上

(別紙)

本中間取りまとめに関して、目次番号(「第2 総則」から「第4 その他の論点」)に沿って、主に生命保険実務の観点から、現時点における当会の意見を論点別に申し述べる(特段異論のない論点については、記載していない)。

第2 総則

1. 「消費者」概念の在り方(法第2条第1項)

消費者契約法の適用対象(「消費者」概念)を客観的かつ明確に規定いただきたい。

- ・ 消費者契約法の適用有無が問題となりうるため、事業者と消費者の区別、例えば、実質的には消費者の集合体にすぎない団体とは何かを明確とならなければ、取引の迅速性等を損ない、取引実務に混乱をきたす恐れがある。
- ・ また、消費者契約法の目的規定に照らし、事業者との間の情報・交渉力の格差がないような場合にまで消費者の範囲が拡張されないよう限定していただきたい。

2. 情報提供義務(法第3条第1項)

仮に導入に向けた検討をする場合には、各種の業法との関係も踏まえ、適用場面や提供すべき情報の範囲を客観的かつ明確に規定いただきたい。

- ・ 要件が不明確となった場合には、過度な情報提供につながり、かえって消費者に分かりにくくなる懸念される。
- ・ また、保険業法等の各種の業法等による規制との整合性の観点から、適用場面や提供すべき情報の範囲を十分に精査いただきたい。
- ・ この点、保険業における情報提供のあり方については、過去の金融審議会において、「保険商品の多様化・複雑化や説明すべき事項の増加等の理由から、消費者に提供される情報量が過大となっていることにより、かえって消費者の理解が妨げられている」等の指摘を受け、見直し¹が実施された。また、生命保険業界及び生命保険各社の創意工夫による募集文書の簡素化²の取組みが進められており、これらの経緯にもご留意いただきたい。

1 金融審議会(平成17年7月8日)「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」(5～7頁)

2 金融審議会(平成25年6月7日)「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあるあり方について」(13, 14頁)

3. 契約条項の平易明確化義務(法第3条第1項)

条項使用者不利の原則において後述(第5の1)する。

第3 契約締結過程

1. 「勧誘」要件の在り方（法第4条第1項、第2項、第3項）

適用範囲を客観的かつ明確に規定していただきたい。

- ・ 広告は、紙面・スペース等が限られており、一方で、重要事項の拡張等が検討される中で提供すべき情報量が増加する可能性があることから、他の論点（特に重要事項）の見直し内容とあわせて実務的に対応可能なものとするよう適用範囲を検討していただきたい。例えば、商品内容を具体的に説明するものに限り規律の対象とすることなどが考えられる。

3. 不利益事実の不告知（法第4条第2項）

実務上の混乱を避け、適切に実務運用を行うために、不実告知型と不告知型が客観的かつ明確に区別されるよう要件を設定いただきたい。

- ・ 中間取りまとめでは、「不利益事実と先行行為の関連性の強さ」、「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるもの」、「表裏一体で一つの事実とみることができる」等の概念的な説明はあるものの、それをどのように判断するのか明確にされておらず、実務上対応できる客観的な要件となりうるかが懸念される。

(1)不実告知型

故意又は（重）過失を要件とするなど、適切に要件を設定していただきたい。

- ・ 「重要事項」の範囲を「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」等にまで拡大する場合、消費者側の事情（消費者の内心に係る事項や消費者側に存在する情報等）を知らなければ伝えられない事項まで「不利益となる事実」にあたる可能性がある。故意要件を削除する場合、これらを推測した上で事業者が情報提供する必要が生じうるが、その対応は実務上困難であり、この結果、消費者にとって有益な情報提供を控えざるを得なくなる懸念がある。
- ・ そこで、例えば、故意又は（重）過失を要件とし、少なくとも事業者が無過失のケースを除くことが考えられる。
- ・ また、事業者の免責事由に相当する規定を設けることは必要であるとする。

(2)不告知型

中間取りまとめに記載の通り、不告知型における「重要事項」は拡張しないという考え方を支持する。

4. 「重要事項」（法第4条第4項）

「重要事項」に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を加

える場合、消費者側の内心の事情等について、事業者が全てを知ることは困難であるため、「消費者から事業者に内心の事情等の表示があった場合に限る」等、客観的に判断可能な要件を設定していただきたい。

ただし、不告知型については、前述(3(2))の通り。

5. 不当勧誘行為に関するその他の類型

(1) 困惑類型の追加（執拗な電話勧誘）

法第4条第3項に「執拗な電話勧誘」を追加する場合、「執拗な電話勧誘」によって消費者が困惑しその意思がゆがめられたことが必要となる。そのようなケースは、「威迫」類型に包含されると考えられ、「威迫」類型の追加の検討に加え、「執拗な電話勧誘」を個別に規律する必要性は乏しいと考える。

(1) 困惑類型の追加（威迫）

適用場面を客観的かつ明確に規定いただきたい。

- ・ 例えば、方言等により消費者がその表現を粗野・乱暴な言動と感じてしまうケースは取消対象に該当しないこと等を明確に規定いただきたい。

(2) 不招請勧誘

生命保険に関しては、以下の懸念があり、規律の導入に強く反対する。

- ・ 生命保険は、「万一の場合に備えるという保険の特性から保険加入のニーズ（必要性）を直には感じていない者に対してもニーズを喚起」するものである。しかし、「不招請勧誘」に関する規律が設けられた場合、このような勧誘行為が事実上不可能となる懸念がある。また、消費者にとっても、消費者が認識していなかった生命保険に関する商品情報・活用情報等を得ることが困難となる。
- ・ その結果、消費者が必要な生命保険に加入する機会を逸し、万一の場合の遺族の生活保障や長生きリスクに対する保障等が十分に確保されない懸念がある。

金融審議会（平成17年7月8日）「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」（1頁）

(3) 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型

以下のような懸念があるため、要件を適切に設定いただきたい。

- ・ 消費者の知識・経験の程度、判断力の程度等を事業者が個別に調査・把握することは困難であるため（特に判断力の程度）取引実務に混乱が生じることが懸念される。
- ・ また、不明確な要件となった場合、事業者は、後から契約が取り消されることを避けるために予防的に行動せざるをえず、知識・経験の程度の事前調査など消費者が望まない

過剰な手続きや過剰な情報提供等につながる懸念、事業者が一定の消費者との取引を控えざるを得なくなる懸念がある。

- ・ そのため、例えば、合理的な判断を行うことができない事情を「不当に」利用した場合とするなど適用場面を明確に規定いただきたい。
- ・ なお、当会においては、「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」を策定し、会員各社において、高齢者への対応として、親族等の同席や複数回の募集機会の設定等の様々な取組みを行っているが、このような取組みが尊重されるような規律にしていただきたい。

6. 第三者による不当勧誘（法第5条第1項）

事業者に関連のない第三者の行為が対象とされることがないよう客観的かつ明確に要件を設定いただきたい。

- ・ 特に「知ることができたとき」が取消しの要件とされた場合、直接関連のない第三者の行為について探知すべきことにつながりかねず、また、不当勧誘とならないよう、事業者が予防的に過剰な情報提供等を行うことになりかねない懸念がある。

8. 法定追認の特則

消費者が取消権を有することを知った後でなければ法定追認の効力が生じないとする場合、消費者が取消権を有することを「知った」か否かの立証責任の帰属が論点となりうるが、それを事業者が判断・立証することは極めて困難である。

9. 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

濫用的に使用されることを防ぐため、現存利益の返還に留めていただきたい。

- ・ 例えば、事業者の過失により不実告知があった場合等について、一部の消費者がそれと知りながら商品を費消して利益を享受した後に意思表示を取り消して代金の返還を求める等、濫用的に使用されることが懸念される。
- ・ 保険料に比べ、保険金額が高額となる生命保険においては、例えば、消費者（契約者）が保険事故の発生を待って保険金の支払いを受けた後に契約を取り消した場合、保険金を受領し、かつ、保険料の返還も受けることができるケースが想定される。この場合、他の契約者との公平性の観点からも問題が生じる。

第4 契約条項

(2) 「平均的な損害の額」の立証責任

現行規定の維持を含めて、立証責任の適切な在り方を検討いただきたい。

- ・ 中間取りまとめに記載の推定規定においては、消費者の立証責任がどこまで軽減され、

事業者がどこまで立証負担をするのが必ずしも明確ではなく、実効性に疑問がある。

- ・ 現行法下においても、訴訟の場面では、裁判所による柔軟な訴訟指揮や事実認定が行われていると考えられる。
- ・ 消費者による立証の必要がなくなれば、不当と判断すべき根拠・心象がない違約金条項についても違約金条項というだけで訴訟が提起される懸念がある。

3. 消費者の利益を一方的に害する条項（法第 10 条）

(1) 前段要件

判例(最高裁平成 23 年 7 月 15 日判決)で示された考え方を拡充又は縮小することなく、適切に規定いただきたい。

(2)後段要件

現行法の後段要件を見直さないという考え方を支持する。

- ・ 平易・明確の判断は主観的なものとならざるを得ないこと、平易化と明確化が背反する側面もあること、契約の性質等から専門的な用語を使用せざるを得ない場面もあること等から、一律の平易・明確化は困難である。
- ・ なお、条項使用者不利の原則については、後述（第 5 の 1）する。

4. 不当条項の類型の追加

生命保険契約においては、各契約の趣旨や特性に沿った適切かつ合理的と考えられる規定（詳細は(1)～(4)の各項目参照）が存在しており、そのような規定が否定されないようにしていただきたい。

- ・ 現行法第 10 条については、特に後段要件該当性について、実務を含む総合的な判断を行う判例（最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決）が存在する。
- ・ 一方、不当条項の類型の追加案では、「合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合」（第 15 回消費者契約法専門調査会資料 1）に例外的に有効とするという、現行法第 10 条の後段要件とは異なる考え方も示されている。このような新しい判断基準では、過去の判例において有効と認められた条項が、不当条項とされる懸念がある。
- ・ そのため、不当条項の類型を追加するとしても、現行法第 10 条前段要件の明確化にともなう、現行法第 10 条後段要件（民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの）は維持していただきたい。

(1) 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項

- ・ 生命保険契約においては、解約を認めない合理的な場合があることから、法制審議会での検討を踏まえ、保険法第 27 条・第 54 条・第 83 条（保険契約者による解除権）は、片

面的強行規定ではなく、任意規定とされた。「消費者の解除権・解約権を放棄させる条項」、「消費者の解除権・解約権を制限する条項」の検討においては、このような考え方が否定されないよう留意いただきたい。

【参考：保険法の見直しに関する中間試案の補足説明（52頁）】

「保険契約者の任意解除権を認めない契約を否定する必要はないと考えられる（例えば、生存保険契約の例であるが、いわゆる終身年金保険契約等では、給付開始後には契約の解除を認めておらず、これは保険契約者が被保険者の死期が近づいたことを受けて保険金の総額よりも高額となる解約返戻金の請求をすることを防止するためと説明されている。）ことから、（注）では、この規律を任意規定としている。」

- ・ なお、「放棄」と「制限」の区別は極めて困難と思われること、また、仮に区別できたとしても、今後の柔軟な商品設計等を阻害する懸念があるため、「放棄」について例外なく無効とすることには反対する。

アメリカでの商品事例等を踏まえると、高齢社会への対応としては、加入と同時に終身年金の受取を開始するような商品（即時年金）の開発も考えられるが、このような商品については、解約の「放棄」に該当する可能性が高いと考えられる。

(2) 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項

- ・ 生命保険契約においては、保険料の支払いがなされない場合、一定の猶予期間後に効力を失うとする条項（いわゆる無催告失効条項）を約款で定めている場合がある。当該条項については、現行法第10条に違反して無効か否かが争われた結果、最高裁（平成24年3月16日判決）において、契約者の権利の保護のために一定の配慮をした定めがあること、保険料払込の督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用を確実にした上で約款を適用していること、が認められれば、信義則違反には当たらず無効とならないとの判断が示されている。不当条項の追加の検討にあたっては、このような判例を尊重すべきと考えており、当該判例と異なる結論を導くような見直しには反対する。

(3) 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

- ・ 生命保険契約においては、保障内容が自動更新される条項を約款で定めている場合がある。これは、契約者が手続きを失念した場合等、契約者が意図せず保障を失うことを回避する趣旨のものであり、当該条項が無効とされることのないようにしていただきたい。
生命保険は、健康状態等により加入できないことがあり、保障を失った場合、代替的に保障を得られないことがある。
- ・ なお、このような保険契約についても、実務上、保険契約の更新にあたり、事前に通知・訪問等の対応を行っており、また、契約者は予め申し出ることにより、保険契約を更新しないことも可能である。

(4) 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事

者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項

- ・ 「解釈権限」「決定権限」の区別は極めて困難と思われ、特に 解釈権限付与条項について、例外なく無効とすることには反対する。
- ・ 生命保険契約において、死亡保険金は、失踪宣告・認定死亡の場合も支払われるが、さらに、約款で、「被保険者の生死が不明の場合でも、保険者（=保険会社）が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払うことがある」旨を定めている場合がある。このような条項は、消費者（=契約者・保険金受取人）にとって利益となるため、無効とされないようにしていただきたい。

第5 その他の論点

1. 条項使用者不利の原則

条項使用者不利の原則については、規定を設けず、裁判所の柔軟な運用に委ねることとしていただきたい。

- ・ 事業者は、条項に解釈の余地を残さないために、趣旨を明確化することを検討することとなるが、詳細な記載を行うことによって条項が膨大になれば、かえって平易化に逆行することになり、消費者の理解を困難にする懸念がある。
- ・ B to BとB to Cで同一の条項について異なる解釈となる場合には、契約者間の公平性を損なう懸念がある。例えば、保険では、個人契約、法人契約に関わらず同一の約款（条項）が使用されることが多く、B to Cにだけ条項使用者不利の原則が適用されると、同一の条項で保険金の支払可否が異なることになる等の懸念がある。
- ・ また、法令解釈について学説等が分かれている場合、ある条項において当該法令の文言をそのまま使用したときに、当該条項が不明確であると判断された結果、通説が採用されない（ごく少数説が採用される）懸念がある。
- ・ なお、条項使用者不利の原則の明文化を検討するとしても、「通常の方法による解釈」という要件だけでは不明確であり、「条項の解釈にあたっては、法令の一般的解釈、当事者が企図した目的、慣習、および取引慣行等を斟酌しながら合理的にその意味を明らかにし、そのような解釈を尽くしてもなお、複数の解釈が可能である場合に限り、当該原則が適用される」という趣旨を、客観的かつ明確に規定していただきたい。

以 上